

数値基準等について（平成 30 年 1 月単価世代より適用）

1. 数値基準の適用範囲

この数値基準は、横須賀市上下水道局が発注する水道施設工事及び舗装工事に適用します。ただし、設計書添付の水道工事共通代価表（一位代価表）に表示されている数値については、その数値を優先します。

2. 本工事内訳書及び内訳書の数量における数値基準

土量、ダンプトラック運搬、コンクリート、モルタル、鋼材の数量は小数点以下 1 位止め（2 位を四捨五入）とし、その他は整数止め（小数点以下 1 位を四捨五入）とします。

3. 一位代価表の数量における数値基準

材料、労務、機械の運転時間等の数値は、小数点以下 3 位（4 位を四捨五入）までとします。

ただし、水道事業実務必携及び県土木工事標準積算基準書等に指定がある場合は除きます。

※最小表示数値について、上記 2、3 の基準に当てはまらない最小数値以下の数量の場合は、基準より小数点部分を 1 位下げることができます。

※市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとします。

なお、単価補正が行われた場合の単価についても円止め（小数点以下切り捨て）として計算し、数量×単価＝金額を算出しています。

4. 諸雑費及び端数処理について

（1）諸雑費等

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上します。

2) 単価表（一位代価表）

①単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上します。

②単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上します。

③単価表（歩掛表に単位変換または補正があるもの）

単位数当りの単価表の合計金額に対し、乗算または除算した金額の円未満を切り捨てて計上します。

（2）端数処理

①単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てます。

②共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てます。

③現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てます。

④スクラップ評価額の金額は規格の区分毎に1円単位とし、四捨五入したスクラップ数量から集計しています。

（例）

スクラップ数量 A 2,296.8kg → 2,297kg

スクラップ費 A 2,297kg×-6円/kg=-13,782円

スクラップ数量 B 966.9kg → 967kg

スクラップ費 B 967kg×-8円/kg=-7,736円

スクラップ評価額 -21,518円

⑤工事価格は、10,000円単位とします。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上します。また、変更設計の工事価格は10,000円単位とし、調整方法は上記に準ずるものとします。

注意事項

歩掛の中で率計上指定の諸雑費及び採用歩掛・頁の記載について

諸雑費は雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるために率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものです。

計上にあたっては、所定の諸雑費率の限度いっぱいとし、当該金額の超えない範囲で端数調整を行うものです。

また、一部の複合代価表については、上位代価表のみ採用歩掛・頁が記載されているので、ご注意ください。

5. 単価表（一位代価表）における諸雑費等のコードについて

【#09】及び【#00】は率計上を、【#99】は端数処理を表しています。

また、【#90】は単位変換を、【#91】は補正を表しています。

1) #09 について

#09 諸雑費等の対象は、摘要欄右上（ ）内数字と「労務・材料・機械等」摘要欄右上に同値の数字が記載されている金額の合計に、率を乗じた金額を上限として計上しています。（有効数字4桁調整）

2) #00 について

#00 諸雑費等の対象は、摘要欄右上（ ）内数字と「労務・材料・機械等」摘要欄右上に同値の数字が記載されている金額の合計に、率を乗じた金額（満額）を計上しています。

3) #99 について

#99 諸雑費は、単位数量当りの単価表の合計金額が有効数字4桁になるように計上しています。

4) #90 について

#90 単位変換は、直前までの合計金額を数量欄に入力した数字で除算した値を計上しています。（円未満切り捨て）

5) #91 について

#91 補正は、直前までの合計金額を数量欄に入力した数字で乗算した値を計上しています。（円未満切り捨て）

6. 本工事内訳書におけるコードについて

【W】【X】【Y】について

【W】について

本工事内訳書の摘要欄右下に【W】と記載されている内訳書等の金額については、経費を含んでいるため、現場管理費及び一般管理費等の対象としません。

【X】について

本工事内訳書の摘要欄右下に【X】と記載されている内訳書等の金額については、経費を含んでいるため、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としません。

【Y】について

本工事内訳書の摘要欄右下に【Y】と記載されている金額の1/2については、共通仮設費及び現場管理費の対象としません。

7. 管材費について

資材調書（設計書に見積参考資料として添付）の管材費計の金額の 1/2 については、共通仮設費及び現場管理費の対象としません。

管材費とは、原則として、導水、浄水、送水、配水において水に直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言います。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料です。

また、配水材料及び、給水材料の両方で使用する可能性のあるφ50以上の材料は管種等に限らず、管材費とします。

【お問い合わせ】

上下水道局 技術部 水道管路課

TEL : 046-823-0684

FAX : 046-822-4292

メール : wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

参考資料

工事及び業務委託等積算時に必要な各種基準について

- (1) 水道工事共通仕様書(平成28年10月) 【横須賀市上下水道局(水道)】
- (2) 水道工事積算単価関係(共通代価表・共通単価表) 【全国簡易水道協議会】
- (3) 水道事業実務必携
- (4) 土木工事標準積算基準書(土木工事編Ⅰ・Ⅱ) 【神奈川県県土整備局】
- (5) 積算参考資料(【土木工事編】、【計画・調査編】)
- (6) 設計業務等標準積算基準書
- (7) 公共工事設計労務単価表
- (8) 土木工事資材等単価表
- (9) 設計業務委託等技術者単価表
- (10) 建設機械等損料表 【(一社)日本建設機械施工協会】

局共通代価管理について

- (1) 基礎単価は、下記を採用します。
 - ア 土木工事資材等単価表
 - 公共工事設計労務単価表
 - 設計業務委託等技術者単価表
 - イ 月刊 建設物価 【(一財)建設物価調査会】
 - 月刊 積算資料 【(一財)経済調査会】
 - ウ 建設機械等損料表
 - エ 見積り単価
- (2) 積算歩掛は下記を採用します。
 - ア 水道事業実務必携
 - イ 土木工事標準積算基準書
 - ウ その他(上記に寄りたい場合は、神奈川県県土整備局:発行物等を準用します。)
- (3) 局共通単価の改正は年4回(4月、7月、10月、1月)とし、採用単価及び基準書等は下表とします。ただし、物価変動等の諸事情により別途単価世代を作成する場合があります。

使用資料		単価世代				
		4月世代	7月世代	10月世代	1月世代	
基礎単価	ア	土木工事資材等単価表	4月版	7月版	10月版	1月版
		公共工事設計労務単価表				
		設計業務委託等技術者単価表				
	イ	月刊 建設物価	3月版	6月版	9月版	12月版
		月刊 積算資料				
	ウ	建設機械等損料表	前年度版	当年度版		
エ	見積り (1年間有効)	4月版				
積算歩掛	ア	水道事業実務必携	前年度版		当年度版	
	イ	土木工事標準積算基準書	前年度版	当年度版		